

秋田県土木業務・工事におけるBIM/CIM 適用に関する実施方針

1. BIM/CIM 適用の目的

BIM/CIM (Building/Construction Information Modeling, Management) とは、**建設事業で取扱う情報をデジタル化**することにより、**調査・測量・設計・施工・維持管理等の建設事業の各段階に携わる受発注者のデータ活用・共有を容易**にし、建設事業全体における一連の建設生産・管理システムの**効率化を図ること**である。**受発注者の生産性向上を目的**に、秋田県土木業務・工事にBIM/CIM を適用し、取り組むものとする。

2. BIM/CIM 適用の対象範囲

以下に示す業務・工事に該当するものを対象とする。

- ・ 測量業務共通仕様書に基づき実施する測量業務
- ・ 地質・土質調査業務共通仕様書に基づき実施する地質・土質調査業務
- ・ 土木設計業務等共通仕様書に基づき実施する設計及び計画業務
- ・ 土木工事共通仕様書に基づき実施する土木工事

ただし、災害復旧工事等の緊急性を要する業務・工事を除く。

なお、これによらず対象以外の業務・工事においても導入を妨げるものではない。

3. 3次元モデルの活用

業務・工事ごとに発注者が**3次元モデルの活用内容を明確**にしたうえで、受注者が**3次元モデルを作成し、受発注者で活用するもの**とする。実施にあたっては、**受発注者間で活用内容及び3次元モデルの詳細な作成内容（作成範囲・詳細度・属性情報等）を協議**する。活用内容については、別紙1「義務項目、推奨項目の一覧」を参考に選定する。3次元モデルの作成にあたっては、**活用内容を満たす必要十分な程度の範囲・精度で作成するものとし、活用内容以外の箇所の作成を受注者に求めないもの**とする。

義務項目については、新規選定会議を経た地区（以降「対象とする地区」という）における詳細設計（対象業務）、及び工事において活用する。ただし、**工事における義務項目は設計等の前段階で3次元モデルを作成していることを前提としたもの**であり、**前段階で3次元モデルを作成していない場合は活用しなくてもよい**。

推奨項目については、業務・工事の特性に応じて活用する。特に、大規模な業務・工事及び条件が複雑な業務・工事については、推奨項目の活用が有効であり、積極的に活用する。**対象とする地区における詳細設計（対象業務）において、施工段階でICT活用工事または簡易型ICT活用工事を実施することが想定される地区**については、**業務においてICT活用工事等の実施に向けた3次元モデルを作成することを原則**とする。

測量・調査等の準備段階においては、設計段階での活用を見据えた程度及び範囲においてデータ取得、成果作成を行うものとする。

なお、**設計図書は2次元図面**とし、**3次元モデルは参考資料**として受注者に対して受

注後に貸与するものとする。

4. 3次元モデル作成に必要な経費

3次元モデルを活用した業務・工事においては、3次元モデルの作成、ソフトウェアの調達等の活用内容の実施に必要な経費を受注者からの見積りにより計上する。

なお、実施内容及び費用については受発注者間で事前協議を行うものとし、当該業務・工事において発注者が必要と認めるものに限り、費用計上の対象とする。

5. DS (Data-Sharing) の実施 (発注者によるデータ共有)

業務・工事の契約後速やかに、発注者が受注者に設計図書の作成の基となった情報を説明し、受注者が希望する参考資料 (電子データを含む) を貸与する。説明に使用する資料は、別紙2の記載例を参考に作成するものとする。

6. BIM/CIM推進に向けた事例集作成への協力

県内建設業全体におけるBIM/CIMの更なる推進のため、BIM/CIM業務・工事を実施した受注者は、契約図書等に定められた成果のほかに「【様式1】取組説明資料」を作成し、調査職員または監督職員を通じて、秋田県建設部技術管理課へ作成データを提出することとする。

提出された取組説明資料は、県内建設業全体のBIM/CIM推進のため、各種会議等において事例共有に用いることを想定していることから、これに留意したうえで作成することとする。

7. 適用時期

令和6年4月1日以降に入札公告等を開始する業務・工事から適用する。

ただし、これ以前に入札公告等を開始する業務・工事においても適用できるものとする。また、すでに契約済みの業務・工事においても、受発注者間の協議により適用できるものとする。

8. その他

詳細は、別途定める。